

1. 件名：日本原燃(株)再処理事業所(再処理設備本体等)の使用前事業者検査における設備の健全性評価についての面談

2. 日時：令和2年9月18日 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁2階会議室(TV会議システムを利用)

4. 出席者

原子力規制庁 原子力規制部

専門検査部門

大東首席原子力専門検査官、早川上席原子力専門検査官、

館内主任原子力専門検査官、柳原子力専門検査官、清水検査技術専門職

日本原燃(株)再処理事業部 事業者検査課長 他4名

5. 要旨

○日本原燃(株)から、令和2年9月10日(前回)の面談において原子力規制庁が指摘した事項に対し、資料に基づき以下の説明があった。

(1)「事後保全を選定している機器の具体例」について

- ・保全重要度を低く設定し事後保全を選定している機器の例として、飲料水ポンプや建屋屋上のルーフドレンの積雪を融雪するヒータ等がある。
- ・使用前確認の対象となる設備に、事後保全を選択しているものはない。
- ・使用前事業者検査対象設備の健全性評価シートの様式は、前回の面談資料においては、点検計画の有無を選択するようになっていたが、予防保全の機器は必ず点検計画を作成されることから、同選択を削除することとした。

(2)「設備の健全性評価に係る考え方等の反映状況」について

- ・令和2年7月10日の面談時に示された「健全性の評価等の実施計画策定」に記載する項目について、内容と対応する文書・記録を別紙-2に記載した。
- ・保全内容決定根拠書は、設備・機器の部位ごとに、どのような劣化がありうるかをまとめたもので、全て作成済みである。

○原子力規制庁から、以下の内容を伝えた。

- ・健全性の評価と検査の関係について、設計及び工事の計画の認可申請の中で工事の方法にどのように記載するのか説明すること。併せて検査実施要領についても説明すること。
- ・保全内容決定根拠書がどのようなプロセスで作成されたのか説明すること。
- ・機能・性能検査は、実検査と記録確認検査の選択の方法について、考え方を説明すること。
- ・核燃料物質等(高レベル廃液)を用いた試験として、ガラス熔融炉の運転性に係る検査において、どのような試験を計画しているのか説明すること。

○日本原燃（株）から、承知した旨回答があった。

6. その他

資料：使用前事業者検査における設備の健全性評価に係るコメント回答